明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

イソプロピル　ウノプロストン　一酸化窒素　網膜色素変性　成人、および小児（新生児を含む）に対する心臓手術の術前、術中および術後における、肺動脈圧低下、右室機能改善および肺の酸素化改善を目的とした肺高血圧の治療　株式会社アールテック・ウエノ　東京都千代田区内幸町一丁目一番七号　平成二十六年十一月二十日

tedugluti de（遺伝子組換え）　短腸症候群　アイノセラピューティックスエルエルシー　五三　フロンテージロード、サードフロア、ハンプトン、ニュージャージー州　〇八八二七　平成二十六年十一月二十日

carglumic acid　下記疾患が関与すると考えられる血中アンモニア濃度の上昇抑制　N－アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症、イソ吉草酸血症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症　株式会社ポーラファルマ　東京都品川区西五反田八丁目九番五号　平成二十六年十一月二十日

エクリズマブ（遺伝子組換え）　難治性全身型重症筋無力症　NPS Pharma Japan株式会社　東京都新宿区西新宿三丁目七番一号新宿パークタワーN30階　平成二十六年十一月二十日

ボセンタン水和物　全身性強皮症に伴う皮膚潰瘍　アレクシオンファーマ合同会社　東京都渋谷区恵比寿一丁目十八番十四号恵比寿ファーストスクエアアクテリオンファーマシューティカルズジャパン株式会社　東京都渋谷区広尾一丁目一番三十九号恵比寿プライムスクエアタワー　平成二十六年十二月八日　平成二十六年十二月八日

○国土交通省告示第四百四十一号

成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　成田国際空港航空灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　成田国際空港内及びその周辺　千葉県成田市及び山武郡芝山町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第九十四号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(2)　滑走路Aに係る灯火の表過走帯灯の頭光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月二十七日

○国土交通省告示第四百四十二号

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百十二号）の施行に伴い、及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

（照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件の一部改正）

第一条　照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件（昭和五十五年建設省告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第一第一号イ及びロ以外の部分中「教室」の下に「、幼保連携型認定こども園の教室若しくは保育室」を加える。

（火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正）

第二条　火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四号ロ(1)中「入所」を「令第百十五条の三第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいい、入所」に改める。

（階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第三条　階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二第二項の表中「児童福祉施設等」の下に「（令第百十五条の三第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）」を、「学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

（全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第四条　全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一の表中「類する用途（病院、診療所及び児童福祉施設等」の下に「（令第百十五条の三第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）」を加える。

第二第二項の表中「学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

次のように改正する。

第二十二条第十四項中「又は保育所」を「、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改める。

第百条第十八項及び第百七十八条第十四項中「又は保育所」を「、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	久喜市下早見字内谷一六九七番四地先から同市北青柳字深町九七八番一地先まで	平成二十七年三月二十九日十五時

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294　定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五六〇円（本体　五二〇円）　（配送料別）